

審議事項（３）－１

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

平成 18 年 4 月 11 日

前回までの専門委員会における主なコメント

1. 会計基準案

内容	コメント
ファイナンス・リース取引の会計処理に係る会計処理（第 8 項）	- 簡便的な取扱いも基準で定めたほうがよいのではないか。⇒基準は原則的な取扱いを示し、適用指針で簡便的な取扱いを示すこととしている。 - 賃貸借に準じた処理が簡便法としてあることを記載すべきではないか。⇒同様。
注記事項 借手側（第 13 項、第 14 項）	「移転」に関する注記については、割賦取引で注記を求めていることもあり、不要ではないか。⇒「移転」についても、法的形式と異なる処理を行うことから、注記することとしている。
注記事項 貸手側（第 15 項、第 16 項）	- 他の長期性の資産の注記との整合性を考えると、貸手についての回収年次別データは、不要ではないか。⇒キャッシュ・フロー情報として有用と考え、注記事項としている。 「移転外」について、繰延利益の金額も有用であり、注記することとしてはどうか。⇒現状では、最低限の必要と思われる情報を記載しており、今後、必要に応じて検討する。

2. 適用指針

内容	コメント
範囲（第 2 項、第 3 項）	通常の保守等以外の役務提供が組み込まれていないリース取引に、土地等の不動産リース、偶発賃料のリースなどが含まれるかどうか明示すべきではないか。⇒結論の背景で記載している。
借手の会計処理	
リース資産及びリース債務の計上価額（第 26 項）	貸手の物件購入価額等、計算利子率は、リース会社では通常は開示していないため、それを前提としたルールは実態を反映していないのではないか。⇒貸手は必ずしもリース会社だけではないので、一般的な表現としては問題ないと思われる。

審議事項（３）－１

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

内容	コメント
利息相当額の各期への配分（第 28 項）	利息法での費用配分を原則とすることは、リースが複合的な性格（賃貸借、サービス、金融）を有する中で、金融面に偏ってしまうのではないか。むしろ、賃貸借性を重視し、定額的な費用配分を原則とすべきではないか。⇒結論の背景参照。
リース資産の償却（第 32 項）	残価保証が不相当に高額に設定されている場合には、残価保証額を残存価額とすると、減価償却費が過小計上され、不適切ではないか。⇒残価保証額がリース終了時の見積時価と大幅に乖離しているものは、適用指針の範囲から除外している。」
貸手の会計処理	
原則的な会計処理（移転）（第 43 項）	移転リースについては、実質的に割賦と同じなので、会計処理は税法の延払条件付譲渡の処理を認めてよいのではないか。また、割賦債権の表示にしてもよいのではないか。⇒基本的に実務指針の考え方を踏襲している。
原則的な会計処理（移転外）（第 50 項）	- 売買に準じた会計処理で、(3)のように売上高が計上されないのは適切ではないのではないか。⇒移転外リースの複合的性格を踏まえ、金融的な処理も残している。 ①は割賦売却の処理パターンであり、③は金融の処理パターンであるため、所有権移転外ファイナンス・リースが複合的な性格を有する中で適切ではないのではないか。⇒選択できるようにしている。 ①②③の方法は、どの方法を採用するかにより、各々、売上高の計上額、時期が異なり、比較可能性上、問題はないか。⇒現状では割賦取引も複数の処理が行われており、会計方針の開示で補うこととする。 ②について、当初に売上が計上されていないのに、営業債権の性質を有するリース投資資産が計上されるのは適切ではないのではないか（移転リースの場合には、リース債権が計上され、同様の問題がある。）。⇒現状の割賦の処理に合わせたものである。
利息相当額の各期への配分（第 52 項）	借手と同様、利息での収益配分は金融に偏った処理であり、定額的な配分を原則法とすべきではないか。⇒結論の背景参照の

審議事項（３）－１

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

内容	コメント
	こと。
貸手の製作価額又は現金購入価額と借手に対する現金販売価額に差額がある場合の処理（第 55 項）	具体的な計算を示す必要がある。⇒設例を作成。
所有権移転外ファイナンス・リース取引の簡便的な会計処理（第 58 項から第 60 項）	- 簡便的な取扱いとしては、オペレーティング・リースに準じた処理を行うことを認めてもよいのではないかと。⇒固定資産表示とリース投資資産の表示で差が大きいため、難しいように思われる。 - 連結集団内にリース会社があるような場合を考えると、借手と貸手の処理はなるべくミラーにしておくべきではないかと。⇒実務的にはミラーになるのが好ましいが、借手の処理と貸手の処理は通常の売買でも異なるため、全面的に一致させるのは難しいように思われる。
リース会計基準を改訂する際の適用初年度の取扱い（第 64 項～第 66 項）	- 期首の影響額を特別損益として処理するか、利益剰余金への直接賦課処理が認められるか。⇒今後、検討。 - 貸手についても、重要性にかかわらず、借手と同様に、適用前後での処理の使い分けを認めるべきではないかと。⇒固定資産表示とリース投資資産の表示で差が大きいため、重要性がある場合は、難しいように思われる。

以 上